

社会的企業としての集落法人設立後の意識に関する一考察

山 本 公 平*

目 次

1. はじめに
2. 社会的企業の定義
3. 研究対象（広島県内の集落法人）の概要
4. アンケート調査結果の考察
5. おわりに

1. はじめに

我が国の農村地域は、農業就業人口の大幅な減少と高齢化、それに伴う耕作放棄地の増加といったさまざまな問題を抱えている。国は1999年の食料・農業・農村基本法の制定後、我が国の農業の持続的な成長を図るためにやる気と能力のある農業者に対して集中的な支援を行う「攻めの農政」に転換した。中山間地域面積が県土の4分の3を占め、小規模零細農業者の占める割合が多い広島県も、2000年3月に「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を策定し、企業の経営体の育成としての集落農場型農業生産法人（以下「集落法人」と言う。）の法人化設立支援を積極的に展開している。2010年12月末現在で設立した集落法人は、203法人¹⁾と全国一の法人数となっている。

筆者はこれまで、集落法人の設立を「起業」と捉え、集落法人の持続的競争優位について事例研究を行ってきた。研究を進める中で、集落の存続や農地保全といった社会的課題に取組みながら経営の存続を図る集落法人を「社会的企業」として捉え、「企業における持続的競争優位が社会的企業である集落法人においても成り立

つか」の研究を進めた。そして、設立後3年以上の広島県内の集落法人を対象に事前調査を実施した²⁾。調査分析の過程で、集落法人の3期分の営業利益の平均値を基準として、営業利益が増加した法人と減少した法人に分類し検討した。検討の結果、営業利益が増加した法人ほど、社会的企業として存続するために、面積拡大や積極的な女性の活用等、営業利益獲得に向けた積極的な経営姿勢を持つことが明らかとなった。

本論は、事前調査での成果及び課題を踏まえて実施した広島県内の全集落法人を対象とした悉皆調査の結果から、法人設立後の意識に関する考察を行ったものである。

2. 社会的企業の定義

最初に、本論で用いる「社会的企業」について定義を行う。

近年、少子高齢化の進展や、人口の都市部への集中等から、農村部においても農業従事者の減少と耕作放棄地の拡大といった社会的課題が顕在化している。これらの課題は、就労環境やライフスタイルの変化から質的にも多様化しており、すべてを行政が解決することは困難な状態となっている。

1990年代から英国を中心に欧米各国で、社会的企業や社会的起業家、ソーシャルビジネス等と呼ばれる地域の社会的課題をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動が注目され、行政との連携も図られている。

我が国でも2007年9月から、経済産業省がソーシャルビジネス研究会³⁾を開催し、ソーシャルビジネスが社会的課題を解決し地域社会

* 広島経済大学経済学部准教授

や経済の活性化を担う役割と、成長への課題及び支援策について検討された。検討の結果、当研究会は以下の3つの要件を満たす主体をソーシャルビジネスとして定義しており、本論においてもこれを社会的企業の定義として用いることとする。

- ①社会性：社会的課題への取組みが事業活動のミッションであること。
- ②事業性：上記のミッションをビジネスの形で継続的に事業活動を進めていくこと。
- ③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。

水田農業主体の集落法人経営に関する既往研究を整理してみると、研究者の見解が借地型経営によって規模拡大を図る担い手を重視するものと、集落等の地縁関係をベースとして集落法人の育成を重視するものに二分される⁴⁾。前者は、企業の経営の手法を用いることで最終的には借地を通じた借地型経営の育成・展開を重視した研究であり、人的資源管理的な手法を用いて経営管理を検討する領域や、集落法人の収益性や生産性といった経営分析の領域に派生している。後者は、伝統的な集落社会の平等主義と相互扶助を基に運営される集落法人が、組織化の発展につれて表面化する地縁的な平等主義と、貢献度に応じた利益配分との間での「内部矛盾」の解決へと研究領域は派生している。

さらに、広島県内の集落法人に関する研究に絞ってみると、高橋 [2003] は、集落法人の農業の継続・発展に向けた活動は地域農業における経済的・社会的役割を果たしてきたと述べる。棚田 [2007] は、一般的に集落法人は地域ぐるみの稲作維持・農地保全を基本理念として設立されるものとし、板橋 [2008] は、集落法人の多くの経営目標は、「集落の農地保全」や「住みよい集落環境の創造」といった地域と農地

を守るための仕組み作りという側面がきわめて強く先行していると論じている。

また、広島県の集落法人設立支援は、集落内の農地集積による地域農業の存続を目的として推進しており、市町村長から農業経営改善計画の認定を受けた特定法人⁵⁾であることが、集落法人としての認定条件となっている。

これらの既往研究や広島県の施策から集落法人の多くは、①農地の保全や集落の存続という社会的課題に取組むことを目的として②継続的な経営活動を行っており、また、③法人化によって企業の経営という革新的な仕組みを構築したと言えよう。これは、先述したソーシャルビジネス研究会の定義に該当するものと考えられる。

3. 研究対象（広島県内の集落法人）の概要

ここでは、本論の研究対象である広島県内の集落法人について概説する。

3.1 広島県農業の概要

広島県は、中山間地域面積が県土の4分の3を占め、地形的には急斜面の水田が多い。2005年農林省センサスによると、広島県のけい畔率は9.2%（全国平均4.1%）で全都道府県のうち4番目にけい畔率が高い。農家1戸当たりの平均耕地面積は81a（都府県平均約121a）と低く小規模零細でありながら、県内の耕作放棄地の合計面積は約10,700ha（全国合計約385,800ha）であり、年々増加している。

また、広島県の基幹的農業従事者（販売農家⁶⁾）に占める65歳以上の割合は約73%（全国平均約57%）で、全都道府県のうち4番目に高い割合となっている。

県内には、農地を集約し規模拡大を図る農家も一部存在するが、多くの農家は農業従事者の減少と高齢化から、個別での対応は限界に近づ

いており、組織的な取組みが求められる状況にある。

3.2 集落法人の分類

集落法人は、農地の所有者から農地を借りて農業経営を行うことから、農地法⁷⁾で規定される「農業生産法人」である。農業生産法人の要件として法人の形態は、農業協同組合法で規定される農事組合法人⁸⁾、有限会社、合名会社、合資会社、株式会社に限定される。

また、広島県は、県内の集落法人を運営形態の違いから、全戸参加型法人とオペレーター中心型法人に分類している。全戸参加型法人は、兼業農家の組合員が主体であり、作業能力の高い組合員がオペレーターとして休日を中心に農作業を行い、高齢者や女性の組合員は軽作業中心に活動を行う。オペレーター中心型法人は、一部の作業能力の高い専業農家がオペレーターとして主要な作業を行う集落法人である。広島県は全戸参加型法人の割合が高く、詳しくは次節で述べるが、本論における調査対象法人157法人では、全戸参加型法人が117法人（約74.5%）でオペレーター中心型法人が40法人（約25.5%）

と分類される。

3.3 集落法人の経営状況

平均的な経営状況をみると平均経営面積は約28 haで、平均組合員数は40人である。売上高の約79%が米の販売収入によるものであり、生産者米価が低迷する中、米に依存した収益構造の見直しが最重要課題となっている。

図1のとおり、約22百万円の売上高に対して営業収益は3,857千円の赤字であり、産地づくり交付金や中山間地等直接支払制度等の補助金等による営業外利益によって、経常利益を765千円計上している。法人会計としてみると利益額は大きくないものの、オペレーター労務費や支払地代、けい畔管理の作業受託等として約13百万円は組織員への支払いである。

4. アンケート調査結果の考察

4.1 事前調査における発見事実と課題

2009年3月～4月に、広島県内の集落法人で設立後3年以上の75法人を対象に事前調査を実施し、57法人（回収率76.0%）の回答を得た。本節では、調査分析の過程で、集落法人ごとの

売上 22,388	米売上 17,664	売上原価 11,324
	その他 4,724	販売費・一般管理費 2,016
営業外収益 4,902		営業外費用 281
		組織員 12,914
		労務費 5,505
		地代 2,535
		作業委託 3,798
		役員報酬 1,076
		経常利益 765

図1 2007年度集落法人の損益計算書の平均値

表1 予備調査における発見事実

		営業利益増加法人	営業利益減少法人
分析軸1	経営課題の重要度	社会的企業であることを重要視している。	社会的企業を重要視する意識が増加法人ほど高くない。
分析軸2	経営の将来構想	社会的企業として存続するために、面積拡大への意識が高く積極的な経営姿勢をもつ。	社会的課題解決のために法人化したものの、経営を存続するには利益獲得が必要と消極的な経営姿勢をもつ。
分析軸3	女性の活用	社会的課題として積極的に女性を活用する。	女性の活用は増加法人ほど高くない。

3期分の営業利益の平均値を基準として、営業利益が増加した法人（以下「増加法人」と言う。）と減少した法人（以下「減少法人」と言う。）に分類し検討した中で、社会的企業に関する発見事実について概説する。

表1のとおり、3つの分析軸によって発見事実を説明する。

分析軸1では、社会的企業や外部環境、経営ノウハウ等の経営課題を「営業利益増加への重要度」と、「集落法人としての問題意識」の2軸で評価した。社会的企業は、増加法人及び減少法人ともに営業利益増加への重要度は高い値を示し、社会的企業であることへの問題意識が高いのは増加法人であった。

分析軸2では経営の将来構想を、分析軸3では女性の活用について両者を比較したところ、社会的企業への問題意識が高い増加法人の方が、社会的企業として経営を存続させるために面積の拡大による積極的な経営姿勢を持ち、女性の活用についても積極的であることが判明した。

しかし、法人化の目的として重要視している社会的課題の細分化と、それらの法人化による達成度の比較がなされていないことが課題として残されたことから、本アンケート調査を実施したものである。

4.2 調査内容

予備調査での課題を踏まえて、広島県内の集落法人が、「社会的企業」として持続的に成長し

ていくための競争優位の源泉を明らかにすることを目的として、以下の調査を実施し、分析及び考察を行った。

- ①実施機関：広島経済大学山本研究室が、広島県農林水産局及び広島県集落法人連絡協議会の協力を得て実施。
- ②調査対象：水田農業を主体とした土地利用型農業であって、2009年度に営農活動の実績がある広島県内の157集落法人。
- ③調査時期：2010年7月～9月。
- ④調査方法：代表理事等の法人全体を把握した役員への聞き取り調査法。
- ⑤調査票：質問数60問（主な質問項目は、社会的企業としての意識、売上・利益、生産物、マーケティング、経営課題、人的資源、将来構想等）。
- ⑥回収：悉皆調査であり回収率100%。うち有効回答率95.5%（150票）。

4.3 単純集計

本論はこの調査の中で、法人設立後の意識に関する調査項目を中心に考察を行うものである。最初に単純集計の結果から検討を行い、続いて全戸参加型法人とオペレーター中心型法人を分析軸としたクロス集計によって考察を進める。

4.3.1 法人化への評価

法人設立に対する総合的な評価として、法人化したことへの満足度に関する質問をしたところ、図2のとおり「満足している」との回答が約90.7%と大変高い値を示した。法人化したことへの満足度がとても高いことから、「法人化したことによって、法人が今の状態でどの程度存続することができるか」という設問に対しても、図3に示されるように約58.7%が10年以上、約34.7%が5年以上10年未満の存続が可能だろうと回答している。全国的な問題となっている耕作放棄地の拡大や集落機能の崩壊が、法人化したことで5年以上は防ぐことができるだろうと9割以上が認識しており、この値からも高い満足度が示されていると考えられる。

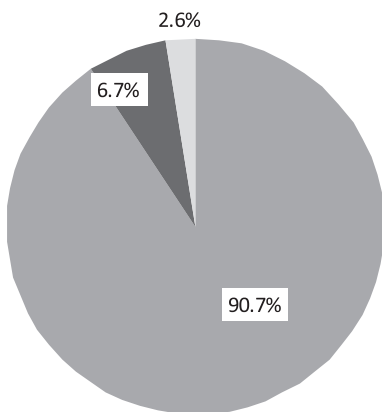
図4は、法人化したことへの満足度をさらに細分化した設問であり、それぞれの項目が法人化によって達成されたかを表している。例えば「農地の保全」については、約98.0%とほぼすべての法人が法人化によって達成されたと回答しており、最も高い値を示している。これに「コスト低減」や、集落が元気になったことを示す「集落の活性化」、「女性・高齢者の活用」の順に高い値を示した回答が続く。

広島県は、高齢化と後継者不足によって農業

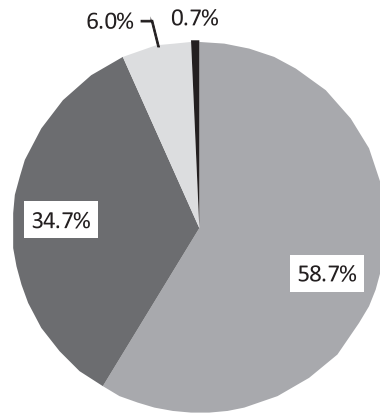
従事者が減少し、耕作放棄地が増加する農村集落において、集落内の農地を一つにまとめ担い手に集積することで、効率的でかつ将来にわたって継続可能な地域営農を実現するために集落法人の設立を推進してきた。また、法人化によって、女性や高齢者を有効に活用する役割分担が進み、集落の活性化へと繋がる。集落が活性化することで、集落外へ通勤する勤労者や、集落から都市部へ転居した構成員も営農活動に参加するようになると想定している。

広島県の想定したとおり、法人化によって農地の保全や、コスト低減、集落の活性化、女性・高齢者の活用が達成され、そのことが法人化したことへの満足度の高い値に繋がっていると推測される。広島県内の集落法人の多くは、過疎化した集落や耕作放棄地が増えた農地を守ることを最大の目的として設立されている。予備調査でも明らかになったように、法人設立後は設立の目的を達成するためにも、法人経営を存続していかなければならない。それらの意識から、今回の調査で農地保全と、コスト低減による経営の安定化に対する満足度を示す値が、特に高い数値となったものと考えられる。

しかし、農業以外で働く集落内の勤労者が法人の営農活動へ参加するようになったと回答し



■ 満足 ■ 不満足 ■ その他
図2 法人化への満足度



■ 10年以上 ■ 5年以上10年未満 ■ 5年未満 ■ その他
図3 法人化による法人の維持年数

た法人は約43.3%であり、都市部へ転居した構成員が週末に帰って営農するようになったとの回答は約16.7%でしかない。以前から兼業農家として営農してきた構成員は、法人化によって担い手となっており、これまで営農活動をしていなかった構成員が法人化したことで農業に携わるまでには至っていないと考えられる。

4.3.2 法人運営へ取組む姿勢

図5は、集落法人の役員が社会的企業としての意識を持って法人を運営しているかを示した

ものである。先述したように、農地及び集落を守ることを目的に設立した法人であることから、役員が農地やため池、水路、里山等の集落周辺の自然環境の保護や、構成員間の交流を図ることを常に意識しながら法人を運営していることを現す設問への回答が高い値を示している。

地元の小学生や未就学児童を招いて田植えや稲刈り等の体験学習を開催する法人や、猪や鹿等の鳥獣害や病害虫を防ぐためにも荒れた耕作放棄地や水路、農道等の草刈りを構成員が共同

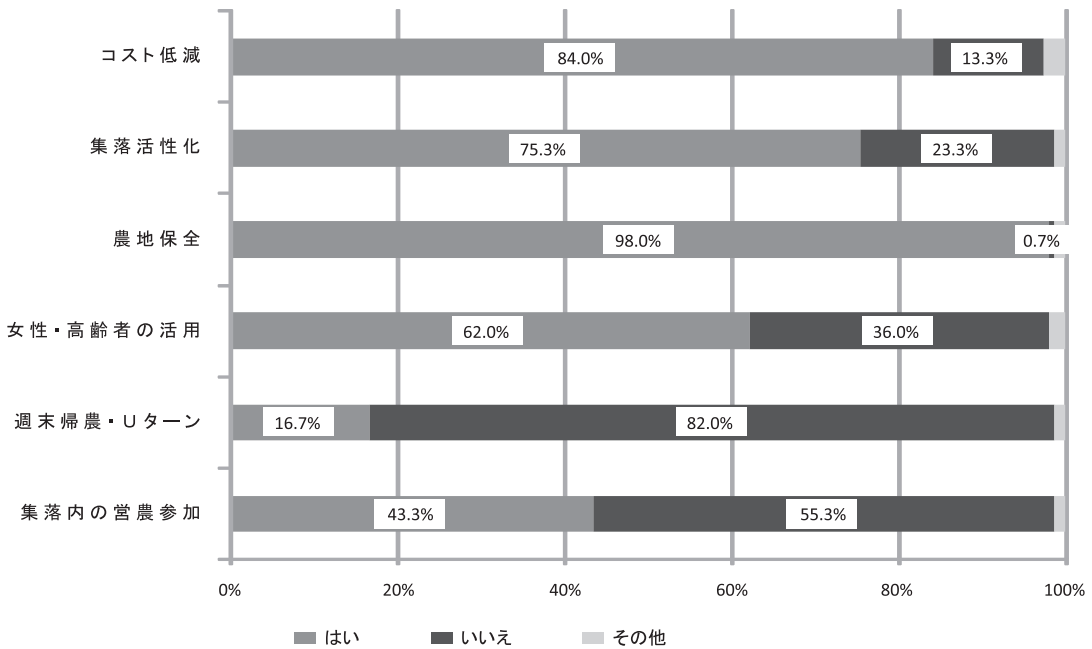


図4 法人化によって得られた効果への意識

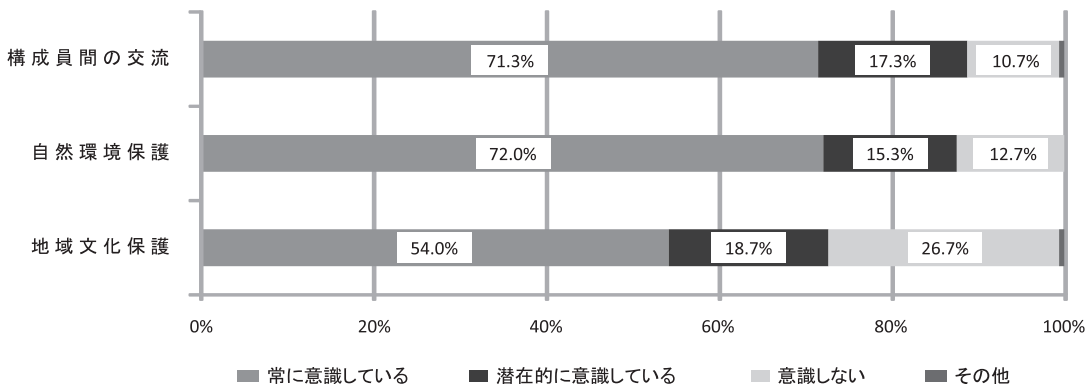


図5 法人運営における役員の意識

で行い、里山風景の復活を図る法人は多い。

一方で、集落内の祭りや冠婚葬祭等の地縁・血縁の繋がりも含めた地域文化の保護に関する回答が若干低い値を示している。考察の結果、全戸参加型法人とオペレーター中心型法人によって集落内でのムラ的な組織に対する関わり方が異なることが判明した。次節のクロス集計によって詳しい検討を行う。

4.4 クロス集計

前節では、法人設立に対する意識を単純集計から検討した。本節では、全戸参加型法人とオペレーター中心型法人によって意識に差異が生じるかをクロス集計によって分析し、違いが生じた項目について検討を行う。

先述したように全戸参加型法人は、企業や役所等への勤労者や年金生活者による兼業農家の構成員が主体であり、作業能力の高い構成員が農業機械のオペレーターとして休日を中心に農作業を行い、高齢者や女性の組合員は軽作業を中心に活動を行う。オペレーター中心型法人は、一部の作業能力の高い専業従事者が農業機械オペレーター等の主要な農作業を行う集落法人である。

このことから、本論においてオペレーター中心型法人は、60歳未満の専業で農作業に従事する常時従事者もしくは常時雇用者が1名以上存在する法人と定義する。定義を用いて分類すると、本論における調査対象法人157法人では、全戸参加型法人が117法人（約74.5%）でオペレーター中心型法人が40法人（約25.5%）となる。

4.4.1 法人化への評価

表2は法人化によって得られた効果を担い手型法人と全戸参加型法人でクロス集計したものである。なお、「農地保全」に関する設問は、ほぼすべての法人が達成されたと回答していることから、集計からは除いている。

女性・高齢者の活用については、担い手中心型が全戸参加型よりも高い値を示している。専業の構成員や雇用者が企業的な法人経営を進める中で、女性や高齢者が活用できる野菜の収穫や出荷作業等の補助業務を設定し実行している。全戸参加型よりも迅速な意思決定と実行力があるものと推測される。

一方で、全戸参加型法人が高い評価を回答している設問として、コスト低減及び、集落活性化、集落内の営農参加が挙げられる。これらについて順に検討を行う。

1点目はコスト低減である。担い手中心型法人設立の経緯は概ね2つに分類される。集落内の他農家が所有する農地の小作や作業受託を受けながら営農していた専業農家が、集落内が高齢化や後継者不足によって立ちゆかなくなり、集落の総意として集落内の農地の営農を依頼されて法人化したものと、設立当初は全戸参加型法人であったが、構成員の高齢化等によって法人内の人材では営農が困難となり、外部からの常時雇用者に作業従事してもらうものである。このうち、前者については、法人化以前から専業農家としてスケールメリットを活かした企業的な経営を行っており、法人化したことが大きなコスト低減に繋がるわけではない。これらに

表2 法人化によって得られた効果への意識

	コスト低減		集落活性化		女性・高齢者の活用		週末帰農・Uターン		集落内の営農参加	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
担い手型	79.5%	20.5%	71.1%	28.9%	65.8%	34.2%	21.1%	78.9%	28.9%	71.1%
全戸参加型	88.8%	11.2%	78.2%	21.8%	62.4%	37.6%	15.5%	84.5%	49.1%	50.9%
合計	84.0%	13.3%	75.3%	23.3%	62.0%	36.0%	16.7%	82.0%	43.3%	55.3%

該当する法人が存在することから、全戸参加型よりも低い値を示したものと推測される。

2点目は集落の活性化である。相互扶助によって集落の課題を解決しようと法人化した全戸参加型法人は、自らも兼業農家のリーダーを中心に高齢者や女性も含めて、それぞれの能力に応じて構成員間で協力して農作業や周辺環境の整備を行い農地や集落を守りながら法人を運営している。これらの活動を進めることで構成員間の交流が深まり、それが集落の活性化に繋がっていると考えられる。

3点目は集落内の営農参加である。2点目でも述べたとおり、全戸参加型法人が組合員間の協力によって法人を運営していくことで、構成員間の交流が深まり集落の活性化へと繋がる中で、これまで集落内の活動を親の世代に任せていた子供世代が、営農を中心とした地域の活動に加わるようになってきたことが現れたものと推測される。反対に担い手中心型法人は、補助的な業務に女性や高齢者が従事することはあっても、農業機械のオペレーターに代表される主要な業務は専業の構成員や雇用者が中心となって実施していることから低い数値を示したものと推測される。

4.4.2 法人化運営へ取組む姿勢

表3は、法人運営における役員の意識をクロス集計したものである。

全戸参加型法人が高い評価を回答している設問として、構成員間の交流と地域文化の保護、が挙げられる。先述したように、相互扶助に

よって集落の課題を解決しようと法人化した全戸参加型法人は、リーダーを中心として構成員間で協力することで農地や集落を守りながら法人を運営していることから、役員が常に構成員間の交流を意識しながら活動していることが証明されたと考える。同様に、集落内の繋がりは集团的土地利用を目的とした集落法人の活動だけでなく、水利権や自治活動、相互扶助、地縁、血縁等のムラ的な社会関係と関わらざるを得ない状況にある。全戸参加型法人のリーダーは、集落法人の運営だけでなく、複雑に絡み合った地域のムラ的な社会関係を残していくことも意識しながら活動していることが明らかとなった。

一方で担い手中心型法人は、自然環境保護に関する意識が高い値を示している。担い手中心型法人は専業農家を中心に積極的な法人経営に取り組んでいることから、農村環境を守り、環境にやさしい先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」⁹⁾ 事業に代表されるような国や県の農業支援策の活用に向きである。また、このような化学肥料や農薬の使用量を減らした環境保全への取組みを、安心・安全な農産物の供給という消費者への訴求点とすることで存続的な経営に努めている。すなわち、自然環境の保護という社会的課題に取り組みながら、その活動自体を自身の強みにもしてしまうのである。

また、小作や作業受託を請け負う専業農家が法人化した担い手中心型法人の中には、広範囲の集落から小作や作業受託等を請け負っている

表3 法人運営における役員の意識

	構成員間の交流			自然環境保護			地域文化保護		
	常に意識している	潜在的に意識している	意識しない	常に意識している	潜在的に意識している	意識しない	常に意識している	潜在的に意識している	意識しない
担い手型	64.1%	7.7%	28.2%	77.5%	7.5%	15.0%	48.7%	7.7%	43.6%
全戸参加型	74.5%	20.9%	4.5%	70.0%	18.2%	11.8%	56.4%	22.7%	20.9%
合計	71.3%	17.3%	10.7%	72.0%	15.3%	12.7%	54.0%	18.7%	26.7%

法人も存在する。このような法人は、全戸参加型法人で説明した地域のムラ的な社会関係と関わることなく営農活動を行っており、そのことが地域文化保護の値を低くしているものと推測される。

5. おわりに

本論では社会的企業として捉えた広島県の集落法人を対象にアンケート調査を行い、この調査の中で、法人設立後の意識に関する調査項目について考察を行った。

5.1 単純集計の検討から

集落の存続や農地保全を目的として設立された集落法人のほとんどが、法人化したことに対して満足していることが判明した。特に法人設立における本来の目的であった「農地の存続」が達成できたことに対する満足度が最も高いことが明らかとなった。

また、社会的企業の定義では、集落の存続や農地保全といった社会的課題への取組みの重要性とともに、そのミッションを持続的に存続させるためにビジネスとして事業活動を行うことが提唱されている。本調査結果から、法人化によって現状のままで5年以上は継続できるとの回答が9割を越えた。このことから、多くの法人が社会的課題への取組むためにも、経営の存続に向けたコスト低減等の経営努力を行っており、その成果が継続への評価に繋がったものと推定される。

5.2 クロス集計の検討から

全戸参加型法人と担い手中心型法人のクロス集計の結果、法人のタイプごとの社会的企業に関する意識の特徴を発見することができた。表4はクロス集計の考察結果をまとめたものである。

相互扶助によって集落課題の解決を図るために法人化した全戸参加型法人は、構成員一人ひとりが貴重な人材であり、それぞれの能力を活用することで営農活動を行っている。このことから、リーダーである役員は、意識的に構成員間の交流が図られるように活動している。その結果として、集落が活性化しているとの回答となって現れている。また、副次的な効果として、集落内の構成員でありながら法人化するまでは営農活動を行わなかった企業等への勤労者が、集落が活性化したことによって営農に参加するようになったとの回答が半数近くを示している。

一方で全戸参加型法人の特徴として、集落法人の運営だけでなく、複雑に絡み合った地域のムラ的な社会関係を残していくことも意識しながら活動していることが判明した。

担い手中心型法人は、専業農家を中心に積極的な経営を行う法人であることから、社会的課題に対する意識の多くは全戸参加型法人よりも低い値を示している。しかし、自然環境保護に対する意識は全戸参加型法人よりも高い値を示す。これは、自然環境保護を社会的課題として取り組む姿勢ももちろんであるが、外部環境としての行政の施策動向を掴み、積極的に活用し

表4 クロス集計の考察結果

		全戸参加型法人	担い手中心型法人
分析軸1	法人化で得られた効果への意識	集落内の相互扶助の結果、集落が活性化される。副次的に集落内の勤労者が営農活動へも参加するようになる。	女性・高齢者の活用について高い値を示す。全戸参加型よりも迅速な意思決定と実行力があると推測される。
分析軸2	法人運営における役員の意識	構成員間の交流や、ムラ的な社会関係の存続を常に意識しながら法事を運営している。	自然環境保護への取組みを自法人の強みとしても活かそうと意識しながら運営している。

ていることが特徴的である。また、環境にやさしい法人であることを強みとすることで、消費者に対する販路開拓等を行っていることも判明した。

以上のように、集落法人のタイプによって社会的企業に対する性格の違いを発見することができたと考えられる。

本考察の結果、社会的企業の中で、集落法人のタイプによる違いを分類化することが課題として残された。

謝辞

本論は平成21年度広島経済大学特定個人研究費の助成を受けて行った調査に基づいている。

また、調査の実施にあたっては、広島県農林水産局、広島県集落法人連絡協議会の協力をいただいた。ここに記して心から感謝したい。

注

- 1) 広島県農林水産局農業活性化推進課 [2011]。
- 2) 山本 [2010]。
- 3) 経済産業省 [2008]。
- 4) 山本 [2011] 112~114頁。
- 5) 農業経営基盤強化促進法第12条。
- 6) 経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家。
- 7) 農地法第2条第7項。

- 8) 農業協同組合法第2章の2。
- 9) 農林水産省 [2007]。

参 考 文 献

- 板橋 衛 [2008] 「「集落型農業法人」の展開をどう見るか」農業問題研究会編『土地の所有と利用』筑摩書房
- 経済産業省 [2008] 『ソーシャルビジネス研究会報告書』
- 高橋明広 [2003] 『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展—重層の主体間関係構築の視点から—』農林統計協会
- 棚田光雄 [2007] 「ぐるみ型集落営農法人における園芸作対応の現状と課題」『日本農業経営学会』第45巻第2号
- 農林水産省 [2006] 『2005年農林業センサス』
- 農林水産省 [2007] 『農地・水・環境の保全向上のために—農地・水・環境保全向上対策の取り組み方—』
- 広島県農林水産局農業活性化推進課 [2011] 『ひろしまの集落法人』
- 山本公平・田渡雅敏 [2009] 「社会的企業としての農業法人経営に関する一考察」日本経営診断学会第42回全国大会予稿集
- 山本公平・田渡雅敏・西山敦士 [2010] 「社会的企業としての集落法人の経営と展望—広島県の集落法人アンケート調査結果から—」農林業問題研究第46巻第2号
- 山本公平 [2011] 「水田農業を主体とした集落営農に関する既往関連研究の整理と課題」広島経済大学経済研究論集第33巻第4号